

設 計 書

胎内市立中条小学校電話機器等賃貸借

No.	名 称	仕 様	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1	胎内市立中条小学校電話機器等賃貸借	内訳書のとおり	1	式			
						小計	
						消費税	10%
						合計	

全体賃借金額 _____ × 84ヶ月 = _____

No.	名 称	仕 様	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	胎内市立中条小学校電話機器等賃貸借	仕様書のとおり	1	式			税抜
	リース料金	月額リース料	1	月			料率 %
						小計	
						消費税	10%
						合計	

内 訳 書

No.	名 称	数量	単位	単 価	金 額	備 考
	1.機器費					
	電話主装置本体	1	式			
	ひかり局線回路 (4ch)					
	多機能内線回路 20回路					
	一般内線回路 40回路					
	通話録音 (8ch 20時間程度)					
	構内放送 (ページング)					
	バックアップ用UPS					
	停電時対応バッテリー設備 (1時間以上 長寿命型)					
	多機能電話機	13	台			
	コードレス多機能電話機	2	台			
	サンダーカット 電源タップ	1	個			
	バックアップUPS(ONU含む) (1時間以上)	1	台			
	小 計					
	2.労務費					
	機器取付費	1	式			各教室の電話取付。 端子盤までの配線等含む。
	データ作成設定費	1	式			
	試験調整費	1	式			
	小 計					
	3.諸経費	1	式			
	小 計					
	合 計					

胎内市立中条小学校電話機器等賃貸借

(長期継続契約)

1 物品名

胎内市立中条小学校電話機器等

2 目的

中条小学校において、電話機器等一式を本賃貸借により整備する。

3 賃貸借物件の規格・数量及び設置場所

別紙明細書 1～2 のとおり。

4 賃貸借期間

令和 7 年 8 月 1 日から令和 14 年 7 月 31 日とする。

本案件は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、この契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合には、発注者は、この契約を変更又は解除することができるものとする。

5 その他

- (1) 仕様を満たすため、必要に応じて現地調査を実施すること。なお、この場合における経費は入札参加者において負担すること。
- (2) 賃貸借物件は、全て新品・未使用品とし、関連法令及び最新基準に適合した製品であること。製品の安全性及び品質保証については、社会通念上認められている機関等による適正基準等を満たした製品であること。
- (3) 機器等の引渡し日から 1 年以内（1 年以上の保証期間がある物品については、その保証期間とする。）に、正常な使用にかかわらず物品に不具合が生じた場合や、メーカー又は受注者の責任に帰する故障・破損、不良その他不具合が生じた場合は、受注者は速やかに対応し、無償で修理等を実施すること。
- (4) 受注者は、賃貸借契約期間中、物件に対し損害保険を付保するものとする。
- (5) 物品の搬入、据付、固定、調整等の工事が必要となる場合については、それらに要する雑消耗品、作業費、運搬料等一切の費用を見積金額に含むものとする。
- (6) 回線を活用するファクシミリ（複合機に付属）及び警備システムが本賃貸借物件と作動するよう調整すること。なお、調整に要する経費は受注者の負担とする。
- (7) 固定等が必要な場合にあっては、施設管理者の確認後に所定の固定部材で建物に固定する等、地震等による落下・転倒防止や移動防止措置を施すこと。
- (8) 物品の納入にあたっては、担当課が指定する日時に搬入し、設置するものとし、搬入、梱包材等の処分及び設置に関する一切の経費については、受注者の負担とすること。

- (9) 物品を納入するときは、施設設備を破損することのないよう配慮するとともに、万が一破損した場合は、受注者が負担し原状に復旧すること。
- (10) 同等品、廃版若しくは製造中止等により参考品と異なる物品を納入する場合は、入札公告内の「設計図書等に対する質問及び回答」で示す受付期限までに応札する物品のメーカー、規格、型番及び定価等がわかるカタログ等を担当課に提出すること。結果については入札公告内の「設計図書等に対する質問及び回答」で示す方法にて回答する。
- (11) 試験運転、調整等を必要とする物品については、試験運転等を行い使用可能な状態で担当課の検査を受けること。また、必要に応じて取扱説明書等により説明指導を行うこと。
- (12) 支払条件は、毎月後払いとする。
- (13) 月額賃貸借料金について賃貸借開始月分を第1回目として、当該月の翌月初めに発注者に請求するものとし、発注者は適正な支払請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。以後この例により全84回(予定)で支払うものとする。
- (14) 賃貸借物件は賃貸借期間満了後、返却する。ただし、発注者の申し出により再リースする場合がある。
- (15) 固定資産税等租税公課は、受注者の負担とする。
- (16) その他疑義等生じた場合は、受注者と発注者とで協議の上決定するものであること。

○問い合わせ

胎内市教育委員会 学校教育課 施設係

TEL 0254-47-2711 (内線 2315) Mail:gakuji3@city.tainai.lg.jp

明細書 1 中条小学校

1 設置場所

胎内市中条小学校（胎内市大川町 16 番 56 号）

2 賃貸借物件の規格及び数量

品 目	数 量	備 考
電話主装置本体 ひかり局線回路 （4 c h） 多機能内線回路 20 回路 一般内線回路 40 回路 通話録音 （8 c h 20 時間程度） 構内放送 （ページング） バックアップ用 UPS 停電時対応バッテリー設備 （1 時間以上 長寿命型）	1 式	
多機能電話機	13 台	
コードレス多機能電話機	2 台	
サンダーカット 電源タップ	1 個	
バックアップ UPS (ONU 含む)	1 台	

同等品については、上記機器を一式とし、同等の性能で使用できる場合のみ可とする。

中条小学校機器構成図

